

○環境・エネルギー対策委員会規程

〔平成29年3月23日〕
法人規程第33号

環境・エネルギー対策委員会規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学エネルギー管理規則（平成29年法人規則第16号。以下「エネルギー管理規則」という。）第12条第2項の規定に基づき設置する環境・エネルギー対策委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 温室効果ガスの排出抑制等のための実施計画及び削減計画に関すること。
- (2) 各年度及び各月の温室効果ガス排出量に関すること。
- (3) エネルギーの使用の合理化に関すること。
- (4) その他温室効果ガス対策について必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 施設を担当する副学長
- (2) 学長補佐（特命：環境）
- (3) 環境安全管理室長
- (4) 委員長が指名するエネルギー管理責任者 若干人
- (5) 生命環境科学又はシステム情報工学分野を専門とする教員 若干人
- (6) 総務部長
- (7) 財務部長
- (8) 施設部長
- (9) その他委員長が指名する者 若干人

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第4号、第5号及び第9号の委員の任期は、2年とする、ただし、任期の終期は

委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、エネルギーの使用の合理化及び温室効果ガスの排出抑制等について調査検討させるため、専門委員会を置く。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、施設部施設サービス課において処理する。

(雑則)

第10条 この法人規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成29年4月1日から施行する。